

公債費負担適正化計画

徳 島 県

第1 計画の趣旨

平成18年度から始まった地方債協議制度では、実質公債費比率（3カ年平均）が18%以上となったことにより許可団体となった地方公共団体については、公債費負担適正化計画を自主的に作成することになっている。

本県において、実質公債費比率（平成18年度から平成20年度決算の3カ年平均）が19.0%となり起債の発行に際し許可が必要となったこと、また、今後の一定期間は、18%を超える高い水準で推移する見込みであることから、現状を的確に把握し、実質公債費負担の適正な管理を行うために策定する。

※実質公債費比率

公債費による財政負担の割合を客観的に示す指標で、従来の指標である起債制限比率が普通会計の公債費のみを対象としていたのに対し、

- ① 公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金
- ② PFIに伴う債務負担行為などによる支出
- ③ 満期一括償還方式の地方債に係る反映ルールの統一 など

実質的に公債費に準ずる経費を算入し、かつて使われていた起債制限比率に比べ、より実態を反映しやすい指標になっている。

第2 計画期間

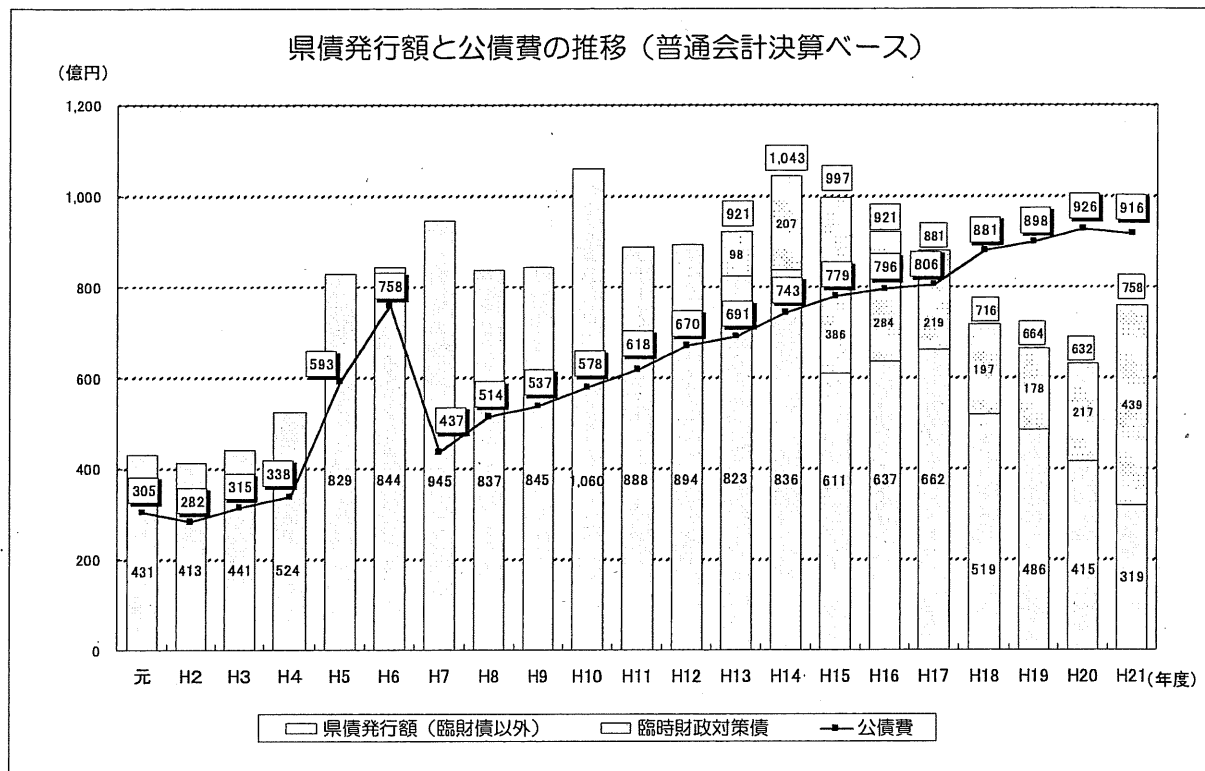
平成21年度から平成28年度まで（8年度間）

平成28年度までに当該比率を18%未満に抑制を目指す。

第3 実質公債費比率が18%以上となった要因の分析

- 1 いわゆるバブル経済の崩壊以降、国の度重なる総合経済対策に呼応して公共事業の推進等のため財源として多額の県債を発行した結果、公債費が平成20年度の普通会計決算で926億円程度となり（表1）、平成元年度の約3倍まで増加をしており、実質公債費比率が高い要因となっている。
- 2 「三位一体改革」の初年度である平成16年度において、国庫補助負担金の見直しや税源移譲の検討が不十分な中、地方交付税等の大幅削減などがなされた結果、標準財政規模（分母）が縮小し、実質公債費比率が上昇する傾向に至っている。

(表 1)



第4 今後の地方債発行等に係る方針

平成19年度に策定した「とくしま未来創造プラン」及び「財政構造改革基本方針」に基づき、義務的経費にまで踏み込んだ「聖域を設けない大幅な削減・見直し」を集中的に実施するとともに、県債の発行を抑制し、公債費を財政規模に見合った妥当な水準にまで引き下げるなど、地方税や地方交付税といった歳入一般財源にあわせた歳出構造への転換を図り、収支均衡のとれた基金に依存しない「持続可能な財政構造」の実現を目指す。

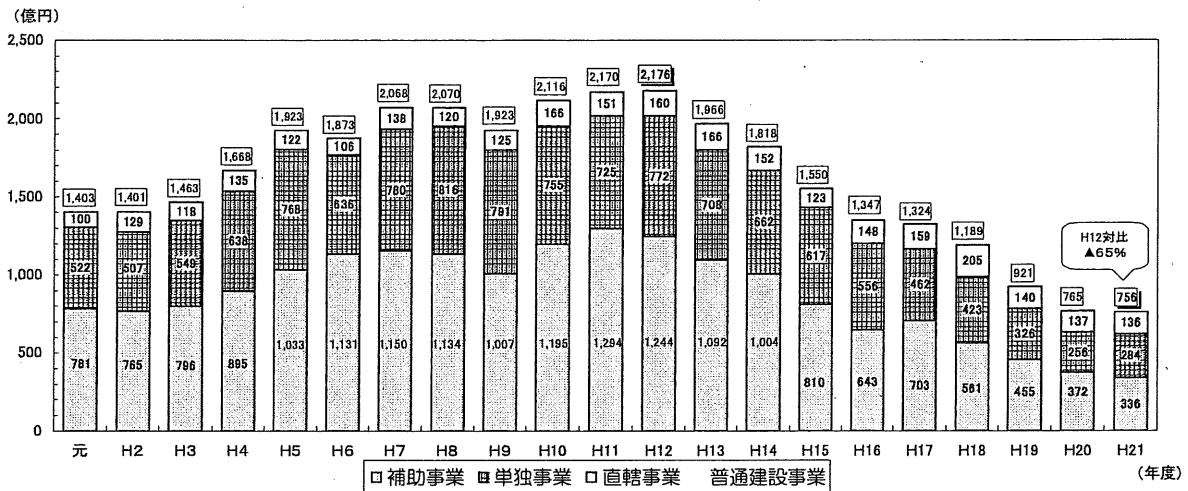
1 投資的経費の重点化

今後、公債費を減少に向かわせ、将来的に持続可能な財政構造を可能ならしめるためには、県債発行額の抑制が不可欠であることから、工事コスト縮減や地域の実情にあった規格見直しはもとより、既存ストックを有効活用した21世紀成熟社会型社会資本整備の推進などの工夫も行いながら、投資的経費の徹底した平準化と重点化を図る。(表2)

また、公共事業評価により継続事業の見直しを行い、凍結、中止等の判断を速やかに行う。

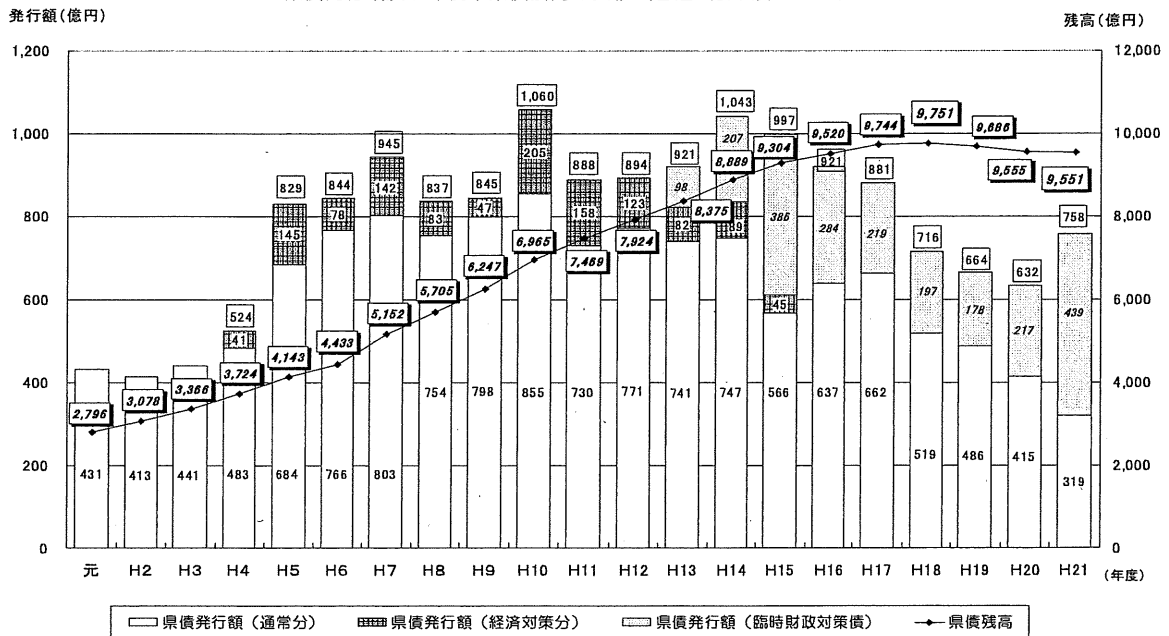
(表 2)

普通建設事業の推移 (普通会計決算ベース)



※受託事業については、普通建設事業から除いている。

県債発行額及び年度末県債残高の推移 (普通会計決算ベース)



2 公債費の増大抑制

高利の政府資金について、繰上償還制度を活用し、利息負担の軽減を図る。

投資的経費の徹底した重点化により、新規発行県債の抑制を図り、後年度の公債費を低減させるとともに、公債費を平準化するため、新規発行県債の30年償還を一定期間実施する。既発行県債の借換に際しては、公債費の将来負担を考慮した上で、暫定的に平準化対策を講じる。

第5 実質公債費比率の適正管理のための方策

- 1 新たな県債発行を抑制する。
 - 2 県債の発行に際しては、有利な資金の確保を行う。
 - 3 全国型市場公募債の導入など低利な資金の確保を行う。
 - 4 公債費の後年度負担を軽減するため、県債の繰上償還の実施など、県債残高を抑制する。
 - 5 歳入確保対策や歳出改革を実施することにより、一般財源の確保を行う。
 - 6 企業会計及び特別会計への繰出金を削減する。
- 今後は、より一層慎重な財政運営を行いながら、計画内容を着実に実行し、実質公債費比率の適正化に努める。

第6 歳入及び歳出に関する計画

- 1 県債及び公債費に関する取り組み
 - (1) 投資的経費の重点化を実施し、臨時財政対策債など地方交付税の代替措置として発行が認められている県債以外の県債（発行抑制対象県債）の発行を年間300億円以内とする。
 - (2) 県債の発行に際しては、次に掲げる項目に取り組む。
 - ア 交付税措置等の財源措置のある有利な県債を優先的に導入する。
 - イ 政府資金等の良質な資金を確保する。
 - ウ 市場公募債（満期一括償還方式）の導入に伴い、確実な元金償還に備えるため、一定のルールに基づき減債基金への積立を行う。
 - (3) 公債費の抑制

財政の硬直化と将来にわたる収支悪化の最大の要因であり、全国に比して高い水準にある公債費について本県の財政規模に見合った妥当な水準とするため、今後も、県債の発行額を抑制する。
- 2 歳入確保対策
 - (1) 県税収入の確保

「徳島滞納整理機構」の活用などによる、個人県民税徴収率の向上
H17年度：全国21位 → H21年度：全国7位
 - (2) その他の収入の確保
 - ア 受益者負担の適正化

減免規定の見直しなど、受益者負担の適正化を行う。
H21年度：42百万円（見直しによる増収効果）
 - イ 未利用財産の売却・利活用 など

インターネット公用財産売却システムの導入など、県有地売却を一層促進
H20年度：444百万円 → H21年度：833百万円（県有地売却実績）

ウ 新たな収入源の開拓

ネーミングライツなどの広告事業の推進

H18年度：8百万円 → H21年度：56百万円

3 歳出改革

(1) 総人件費の抑制

ア 県人口の減少、団塊世代の退職等を踏まえるとともに、業務改善や事務事業の見直しを積極的に推進し、更なる職員削減に、取り組み、将来的に、一般行政部門職員数「3,000人」体制を目指す。

H16年4月 3,733人 → H19年4月 3,561人 → H22年4月 3,292人
(△172人) (△269人)

イ 超過勤務の縮減、臨時職員の徹底した抑制

ウ 非常勤特別職の徹底した見直し

(2) 事務事業の聖域なき見直し

ア 「業務棚卸し」により、業務の簡素化・効率化や経費節減となる業務改善に取り組む。

イ 民間と行政、市町村との役割分担・連携の仕組みづくり

ウ 内部管理経費の見直し

エ 執行段階での経費節減

(3) 特別会計等の経営健全化

独立採算が原則である特別会計等において、適切な使用料収入の確保、用地売却の早期処理等により、経営改善に努め、一般会計からの繰り出し等について徹底した見直しを行う。

4 「とくしま“トクトク”事業」の積極展開

限られた財源のもと、広く県民のノウハウ、パワー、ネットワークなどを最大限に活かすため、これまで以上に県の創意工夫と県民の積極的な御協力を基本とする『21世紀の新しい行政のかたち』を目指して、「ゼロ予算事業」、「県民との協働推進事業」、「県民スポンサー事業」の更なる拡充を図る。

H19年度(創設)：75事業 → H22年度：235事業

第7 各年度ごとの実質公債費比率の見通し

近年の徹底した「財政構造改革」に向けた取り組みの結果、本県の公債費は、平成20年度をピークとして、平成21年度当初予算で減少基調に転じさせることができた。さらに、平成22年度当初予算の公債費も2年連続の減少となり、平成18年度以来4年ぶりとなる800億円台とさせることができた。

しかしながら、公債費がピークアウトしたとはいえ、依然として高い水準で推移すること、実質公債費比率が過去3カ年の平均値であることや、国営農地防災事業に関する負担金の取り扱いについて、全国的な統一を図るため、国から債務負担行為を設定し実質公債費比率に反映するように指導があり、平成21年度決算より実質的に公債費に準ずる経費として加算されることから、今後の一定期間は、18%を超える高い水準で推移する見込みである。

公債費が減少基調に転じたことを受け、中期的には改善に向かう見通しであり、各年度毎の実質公債費比率の推移については、(表4)のとおりである。

(表 4)

実質公債費比率の推移について

